

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 3-27	第9回墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会		
開催日時	平成19年11月15日(木) 午後2時00分から 午後4時00分まで			
開催場所	墨田区役所1F リバーサイド会議室			
出席者数	委員6人 (小出治 加藤仁美 岡本博 岸成行 須賀武 渡会順久)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	2人
議題	<p>1. 検討事項</p> <p>(1) 第8回改定検討委員会における意見と対応について</p> <p>(2) 区民ワークショップ成果発表会における意見の反映について</p> <p>(3) 素案(案)について</p> <p>2. その他</p>			
配付資料	<p>1 第8回改定検討委員会議事録</p> <p>2 第8回改定検討委員会における意見と対応について</p> <p>3 区民ワークショップ成果発表会の概要</p> <p>4 区民ワークショップ成果発表会における意見の反映について</p> <p>5 素案(案)の概要について</p> <p>6 素案(案)について</p>			
会議概要	<p>1. 検討事項</p> <p>(1) 第8回改定検討委員会における意見と対応について</p> <p>ア 前回の議事録と課題に対する対応策について確認を行った。</p> <p>(2) 区民ワークショップ成果発表会における意見の反映について</p> <p>ア ワークショップの提案について、全体共通の事項、それぞれのグループの特徴的な提案など、グループ毎の提案の内容に沿って整理した方が良いという指摘があった。</p> <p>イ 提案内容の反映状況について、そのまま方針に盛り込んだもの、考え方のみ反映したものなどもう少し細かく説明した方が良いという指摘があった。</p> <p>ウ 提案内容の反映箇所をページで表現した方が良いという指摘があった。</p> <p>(3) 素案(案)について</p> <p>ア 複合型誘導地区の市街地形態については、他の土地利用と同じようには表現できないことを確認した。</p> <p>イ 高層市街地の高さの目安について、各種都市計画手法を用いた場合の「150m」の扱いについて再検討を行うこととなった。</p> <p>ウ 地域別構想図について、見やすさや概要版への掲載に配慮した表現を再検討することとなった。</p> <p>エ マスタープランの改定課程について、ワークショップ等の位置づけを協治・ガバナンスの取り組みとして整理した上、計画の中にきちんと明記することを確認した。</p>			

	<p>オ 図表や方針など各種計画からの引用や関連について明示することとなった。</p> <p>カ 概要版に記載する項目やレイアウトについて慎重に行うよう指導があった。</p> <p>2. その他</p> <p> 今後のスケジュールについて以下の説明があった。</p> <p>ア 12月に素案の議会報告、都市計画審議会の審議を行う。</p> <p>イ 1月にパブリックコメントとブロック別の説明会を実施する。</p> <p>ウ パブリックコメントを経た最終案について検討する委員会を2月の上旬に開催する。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>都市計画課（内線 3904）</p>

第9回 墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会 議事録

1. 検討事項

(1) 第8回改定検討委員会における意見と対応について 説明者 トデック 小林

小出委員長 修正はございますか。では、これは確認していただいたということで次にまいります。

(2) 区民ワークショップにおける意見の反映について 説明者 トデック 小林

渡会委員 反映内容の所に素案の何ページかを書いてある方が親切なので、対応をお願いします。それから、反映状況がほとんど「区が考える方向性は同じ」となっていて、全部で三区区分くらいしかないのですが、ピビットに反映されているものや区の他の計画の中で反映されているもので意見に答えられているもの、そういう仕分けをしっかりと説明した方が分かりやすいのではないかなと思います。

岸委員 全部の意見を並べて書いてその反映の状況をそれぞれ紹介していると思うのですが、こういう感じだと、全部が同じように見えて、例えば6グループ全てで同じ意見が出ている部分など、特に重要な提案や意見の順位付けというのが見えづらくなってしまいます。この辺りをもう少し見やすくなるような工夫をお願いしたいと思います。反映状況についても、方向性が同じというのは、この改定の報告書の中に盛り込まれているのか、直接書かれてはいないけれども漠然とした方向性が同じなのか、その辺りをもう少し突っ込んで表現していただきたいと思います。

事務局 全体として共通する提案や地域特有の意見といった意識で再整理を行いたいと思います。回答の方法についてももう少し工夫をした方が良いというご指摘でしたが、ワークショップのメンバーに対するフィードバックの機会を設ける予定なので、それまでに今のご指摘を取り入れながら、濃淡がつくような形での集約整理をさせていただきます。

小出委員長 どの地域の人が言った意見かというのが分かる方が良いのではないのでしょうか。

事務局 当初は地域別にまとめていたのですが、とても項目が多くなってしまったため、今回は計画の章立てに沿った形で整理させていただきました。

小出委員長 意見を言った人が探さなければいけない構成となっているので、まずどの地域の意見なのかということ。それから、その意見が重要な項目となっているのか、どの程度の反映の仕方をされているのかといったメリハリが見えるような説明ができるように工夫してください。

(3) 素案(案)について 説明者 トデック 中村

小出委員長 内容と体裁と両方ご意見が出ていますが、この素案をもう一度議論する機会があるのでしょうか。

事務局 素案についての議論は時間的にこれが最後の機会となります。この後に区議会への報告、都市計画審議会への報告を経て1月にパブリックコメントを行うことになっています。最終策定の前には、パブリックコメントで出た意見を受けて修正した最終版をもう一度委員会で検討していただく予定です。

小出委員長 今日でこの内容を大体ご承認いただくということになっているようですが、いかがでしょうか。

岸委員 概要版の3、4ページに複合型誘導地区とあります。3ページの表の中では複合型誘導地区の市街地形態は高層市街地に、4ページの図では複合型誘導地区は高層市街地と異なる独自の表記がなされていますが、実際にはどのような市街地形態を考えているのでしょうか。

事務局 3ページの表に示しているとおおり、複合型誘導地区の市街地形態として、ここでは高層市街地をイメージしています。

渡会委員 複合型市街地については、地区計画等を活用し、地域への貢献度に応じた容積率緩和を行い高層市街地を誘導していくという考え方をしています。しかし、敷地を購入した民間ディベロッパーが、地域への貢献もなしにマンションを建てるといった場合には、現行の容積率で建てることになるので、中高層市街地になる。そういうわけで、市街地形態の中ではあえて高層市街地とは言っていないということです。

岸委員 ワークショップの中では、例えばたばこ産業の敷地について将来こういうふうにして欲しいという意見が出ていたのですが、ここに「高層市街地」という表現があるとどうなのかということが気になって尋ねました。

小出委員長 これだと公園にはならないということですか。

岸委員 はい。

事務局 ある程度高度利用を許容する代わりに、空地进行をたくさん取って、広場的あるいは公園的な機能を兼ね備えた開発を誘導していくという手法も想定されます。そのため、敷地の一部については、ある程度の高さを許容するという意味で高層市街地という書き方をしています。

渡会委員 市街地形態の基本的な考え方として、拠点型商業業務地区が高層市街地に、赤色の拠点型複合地区が中高層市街地に対応しています。その他は中高層又は中低層という形なのですが、複合型誘導地区については今後の開発の内容によって中高層か高層のどちらかを誘導していくということなので、この部分については、市街地形態を書かないでおく方が良いかも知れません。個別の敷地を考えると、墨田川沿いの倉庫群については、火花が見えなくならないように高さを抑えていくということも考えられます。

小出委員長 複合型誘導地区とはどのようなことを意味しているのでしょうか。

渡会委員 複合型の開発を誘導しようということです。区内では、例えばオリナスのような住宅、業務、商業などの複合した開発が想定されます。

加藤委員 市街地形態の区分と高さ制限の整合はとれていますか。

渡会委員 墨田区では、水戸街道などの主要な幹線道路の沿道で 35m、幹線道路の中でもやや幅員の狭い道路の沿道で 22m の高さ制限を入れているので、ほぼ一致しています。それから、150m というのは、錦糸町や曳舟の地区計画で決められた高さの最高限度が 150m なので、これまでの都市計画を踏襲しつつ、今後 150m 以上建てるような場所はもうないかなということで設定しています。また、現行の都市マスでは、5 階以上を高層市街地としていたのですが、まちの実態を踏まえて 7 階に引き上げています。7 階というのは 22m 相当の高さです。

加藤委員 150m までは無条件で建てても良いというようにも読めるので、150m という記述には違和感を感じます。それから、先ほどの複合型誘導地区の箇所もいろいろな選択肢があるということなので、別の表現にするなどの対応が必要だと思えます。

渡会委員 現行の計画では、土地利用方針の図の中に市街地形態も一緒に表現されていたのですが、これが見にくいということで 2 つを分けて表現しています。今回この 2 つを分けたことで、これまで明確にしていなかった高層市街地での高さの最高限度を示すことにしました。区内の大規模開発を見ると、例えば日電精機の跡地や横川が 135m、オリナスの住宅棟や曳舟駅前地区が 150m、錦糸町の再開発やここの吾妻橋地区、両国のファッションセンターが 100m となっています。都市計画的な手法を用いると大規模開発は概ね 100m 前後の建物になっているということ踏まえて、区としては最高でも 150m 以下に抑えていきたいということを目安として書いています。

加藤委員 都市計画的な手法を使えば 100m 以上も建てられますというのは分かるのですが、高層市街地がこれだけ広く塗られているので、「150m」というのは目安とは別に書き込んだ方が良いでしょうが気がします。

渡会委員 「高層市街地の中で都市計画的な手法、特定街区や再地区など良好な開発が誘導されるものについては 150m を高さの目安にする」といった但し書きを加えるという方法が良いかも知れません。

小出委員長 それと、複合型誘導地区については高さを書かない。

事務局 複合型誘導地区については、先ほど公園や空地という可能性も指摘されているので、図の中では複合型誘導地区を示す網目だけをかぶせて、その他の高さや土地利用に関する下地を抜いてしまう。それで今後良好な開発を誘導する地区としての位置づけを表現するというでいかかでしょうか。

渡会委員 文章ではどのように表現するのですか。

事務局 3 ページの表の中で、複合型誘導地区の市街地形態は空欄にすることを考えています。

渡会委員 空欄ではなく、言葉でそのような説明を書きしておくのはどうか。そのほうが分かりやすいのではないのでしょうか。高層市街地の高さについては、「22m 以上」にしておいて、「ただし地区計画と土地利用計画で良好な開発が検討された場合には 150m を上限・目安とする」といった但し書きを加えておく。

加藤委員 150m なんて書いていいんでしょうか。

渡会委員 錦糸町の 3ha の敷地、曳舟の駅前の 5ha の敷地で 150m という高さが最高限度に定められているので、

今後出てくる開発に対して、区が150mを超えるものを認めるということは考えられません。

加藤委員 既成事実として今までであったということを書くのは良いと思うのですが、目安として150mを出してしまうとそこまではいいというふうになってしまう。だから、そういう場合は超高層を認めるという書き方しておく方が良いと思います。

渡会委員 では上限の高さについては少し検討させていただきたいと思います。

事務局 10m、22m、35mといった他の数字はいかがでしょうか。

加藤委員 高度地区がこの数字ということでしょうか。

渡会委員 はい。22mと35mの高度地区を定めています。

加藤委員 最大がこの高さということであれば、高さの「目安」ではなく「最高限度」と書いても良いと思うのですがいかがでしょうか。

事務局 開発が止まってしまうと言われるところもあるので、規制というよりは目安という示し方をしたい、あるいは但し書きによって例外を認めるという書き方をしておきたいという思いがあります。そのため、現在も地区計画でその上限を定めた場合にそれを上回ってもいいんだという考え方を書き加えています。それでもどこかに区の考え方を示しておきたいという思いがあって、このように数字の目安を書いたということです。

加藤委員 全てが同じ「目安」という表現になっているのが引かかるのかも知れません。

岡本委員 最近は容積を売ったり買ったりするようなご時勢なので、あまりこれ以上の高さはだめだという言い方をしない方が良いかも知れません。個人的には良いとは思っていませんが、現在は天空率を使って、隙間を空けて上に伸ばすという建て方をしているので、一律に高さを抑えてしまうと墨田区だけ取り残されてしまうという恐れもあるのではないのでしょうか。

渡会委員 例えば、中低層市街地が10m及び10mから22mとしたときに、中低層市街地の部分にも10階建てのものが建つ可能性があるわけです。その時に、「都市計画マスタープランで22mと書いてあるのに何で35mの建築物が建つか」と町の人から指摘されると、役所として答えきれないという問題もあります。

加藤委員 全て高度地区がかかっているというのではないのですか。

渡会委員 全体にかかっている訳ではないんです。幹線道路の沿道や百花園の周辺、それから南部地域は三高をはずした代わりに22mの絶対高さ制限をかけました。一方、北部では絶対高さ制限が入っていないので、ちょっと敷地が広いと300%でも10階建てが建てられることになってしまっています。

小出委員長 北部のアンコの部分ですね。

渡会委員 アンコ部分が突出してしまっていて、水戸街道より高い建物もあります。今回この高さの目安を入れているのは、次の用途地域改正で北部についても絶対高さ制限を導入したいと考えているということも背景にあります。

加藤委員 区の方で具体的に市街地を描いているのであればそれで構いません。ただし、150mだけは何らかの対応をお願いします。

小出委員長 目安は残しましょう。150mの扱いについては調整してください。

岸委員 複合型誘導地区の市街地形態の扱いはどうなりますか。

事務局 具体的な形態を書き込むのではなく、先ほど事務局から提案させていただいたような内容を説明として書き込んでおくという対応とさせていただきます。

岸委員 次に、概要版の8ページ目ですが、吾妻橋・本所・両国地域と業平・錦糸・江東橋地域の方針の中で、「区画の再編による街区単位でのまちづくりを推進し」と書いてあるのですが、区画の再編というのはどういうものでしょうか。

事務局 区画整理が行われている南部地域であっても、6m以上の広い道路に囲まれた中に4m未満の細い道路が入る街区がかなり存在します。そういう細い道路に面した敷地では、建物の高さや容積率等が制限されるため、古い建物がたくさん残っている。できればこのような道路の付け替えを含めて、街区をより大きな単位で使える

ような土地利用を誘導していこうというのがこの趣旨です。これは現行の都市計画マスタープランの中にも位置づけられた考え方です。

岸委員 現在もあるものですか。前回の資料の中に出てきていなかったものが、今回新たに出てきたので気になって質問しました。

事務局 前回の資料には入っていませんでしたが、南部地域では、このような街区単位で道路の付け替え等々によるまちづくりを進めていこうという検討を庁内でも進めているところなので、きちんと計画の中に位置づけていこうと言うことで、今回書き込みをさせていただきました。

岸委員 緑・立川・菊川地域には入っていないようですが、こちらでは行わないということなのでしょうか。

事務局 本編の方針図の中には考え方を示していましたが、概要版では抜け落ちてしまっているようです。ご指摘いただいた箇所も含めて内容の再整理を行いたいと思います。

小出委員長 主要推進プロジェクトについては何かご意見ありますか。

渡会委員 主要推進プロジェクトについては、今実際に事業をやっているものやこれからやると決まっているものについて入れさせていただいています。

加藤委員 概要版の7ページ以降が地域別構想になっていますが、図の凡例の見方を教えてください。各地域に青い囲みがありますが、これはどのようなものでしょうか。

事務局 この青い囲みは、概ねこのエリアについて方針を書いていますということを示すものです。

小出委員長 一本の線や二重線など色々な線がありますね。

事務局 本編にはもう少し大きな図を載せているのでこちらでご説明します。左側の図がこの地域のまちづくりの方向性を示したもので、右側の図が道路・公園等の施設や地区計画が定められたエリアなどを落とした都市計画の内容を紹介するものとなっています。左側の図には引き出し線がありますが、例えば「●隅田川」と書かれた引き出し線は、前のページの「●隅田川」という項目に対応しており、この図と文章で書かれた方針を照らし合わせて見ていただくような構成となっています。反対に、99ページには「●東向島四・五丁目、墨田一丁目（一部）」についてはこういう方針で整備しますよという方針が書いてあり、このエリアというのが102ページの図の青色の線で囲まれたエリアに相当するという使い方をしていただくような構成になっています。

渡会委員 「吾妻橋〇丁目」かというのが分からないから、そのエリアを図に括って示したということですね。右側の図については、都市施設の名前や地区計画の名称、事業名などを示さないと、見る人には何が書いてあるか分からないと思います。

岸委員 大きさの違いだけではなくて、色分けや実線・点線の区別があったことと、引出し線の先に直接方針が書いてあったので、以前の図の方がほうが見やすかったような気がします。

事務局 折り込みページがあまりにも多くなり、扱いづらいのではないかとことを考慮して、このような形へと変えさせていただきました。面的な広がりのあるエリアや河川などの違いが表れていないために分かりにくくなっていると思いますので、表現についてはもう少し検討をさせていただきたいと思います。

渡会委員 縮尺は全て同じになっていますか。やむを得ない場合には凡例を小さくして、最低限左右の図の縮尺は揃えて欲しいと思います。

加藤委員 概要版には本編の内容をいくつか抜き出して書いているようですが、選択の基準はあるのでしょうか。

事務局 それぞれの地域で、特に特徴的だと思われるものを事務局の判断で選択しています。

加藤委員 この概要版は概要版として区民に配布するのでしょうか。

渡会委員 概要版は本編と一緒に印刷して配布します。パブリックコメントの際にも概要版を折り込みで配布します。

事務局 最終的な概要版につきましては、報告書と概要のセットでつくるようにしていきますが、パブコメの際に区民の皆様にお知らせする際には、区の広報に出すことになる関係で、A3見開きで4枚という限られた紙面にまとめなければいけないという制限があります。インターネットでは全文が見られる形になると思うのですが。

渡会委員 そうすると、概要版からは地域別構想の都市施設関連の内容が抜け落ちることになってしまいます。

小出委員長 図を一枚にして、施設の計画まで入れるということは可能ですか。

渡会委員 前回の都市マスは、地図が大きかったので一緒に入れているのですが。

事務局 今の大きさではほとんど見えなくなってしまうと思います。A4用紙1枚で1地域という構成にすれば可能かも知れません。

渡会委員 概要版には、枚数が多くなっても本編の内容を省かないで入れなければいけません。今A4用紙1枚で2地域という構成ですが、これを1枚1地域にして上下で都市関連の図を入れるという形に変えても、A3用紙3枚に納まるので、それでも良いと思います。

事務局 2つの図のつくり方については何点か指摘をいただいているので、もう少し表現方法を検討した上で、1枚の合体版にできるのか、合体版にできないのであれば2枚とも載せるという方法をとらせていただきたいと思います。

加藤委員 本文が図と別になっているから分かりにくいのではないかと思います。

小出委員長 例えば127ページにありますが、区民の声というものはこのような形でよろしいでしょうか。これはワークショップの成果ということですね。

事務局 はい。6地域毎にこの区民の声というものをコラム的に取り上げています。ワークショップの提案の中にはかなり具体的な内容のために、都市マスに直接表現するのは難しいようなものもありますので、そういう提案をこの部分で取り上げて、区民の皆さんの考えというのが分かるような形にすることを考えています。現在は紙面の都合上僅かなものとなっていますが、もう少し取り上げるべきものはないか確認したいと思っています。

岡本委員 概要版の5ページ、4-3の公園・緑地の整備の方針の中で「すみだの表情をつくり出す公園」とありますが、具体的なイメージがつかめないのですが、どういうものか教えてください。もう1点は、商店街についてです。それぞれの項目で商店街について触れられてはいるのですが、「頑張りましょう」という内容になっていて具体策に欠けるような印象を受けます。例えば京島地区あたりでは、シャッター商店街になってしまうというのが非常に大きな課題になっていると思うのですが、もう少し踏み込んだ施策がないかと思うのですが、いかがでしょうか。

渡会委員 「すみだの表情をつくり出す公園」というのは、公園マスタープランのタイトルをそのまま拝借しているものです。この都市計画マスタープランの分野別の方針というのは、ほぼ区の他の基本計画の関係箇所を抜粋した構成となっているため、これをこちらで変更するというのは難しいということでご理解いただきたいと思っています。この方針図についても、公園マスタープランから引用しているものになります。

岡本委員 「公園マスタープランの方針に則って進めていきます」というような、どこを参照すれば良いかは示されていないのでしょうか。

加藤委員 私も公園マスタープランがあることをここで初めて知りました。概要版1ページ目の都市計画マスタープランの体系図の中に「各種マスタープラン」としていくつかの計画があげられているのですが、ここに関連する計画は全て入れておいた方が良いでしょう。後ろの方で観光振興プランというものも出てきていましたが、やはりここには入っていません。「等」とするのではなく、関連する計画は細かくここに示しておいた方が、それに沿って分野別構想ができているということが理解しやすいのではないのでしょうか。

事務局 墨田区の場合には、緑の基本計画の中に公園マスタープランの内容が入っているという特殊な事情があるので、「(公園マスタープランを含む)」といった表現で対応したいと思います。

渡会委員 観光振興プランもこれからは特に重要となるので、是非ここに入れておいてください。商業についてはどうなっていますか。

事務局 商業につきましてはまだまだあまり踏み込んだ内容がないのですが、現在改訂中の観光振興プランや総合交通戦略プランといった計画が検討されていますので、この内容を反映するべく調整を行っているところです。また、地域別構想までうまく落とし込めていないかも知れませんが、産業分野に関する方針の中では、近隣型商業の育成策として、低層階への店舗の誘導や景観形成による商店街の連続性の確保などによって身近な買物場所としての魅力の向上を図っていくという方向性を示しています。

岡本委員 京島あたりは高齢化が進みつつあるので、巢鴨みたいな元気があれば理想的だと思うのですが。

渡会委員 都市計画マスタープランなのであまり細かいことは言えないという面もあります。本来であれば商業振興プランの方でそういった状況を捉えて方向性を描くというのが先なのかも知れません。

岸委員 先ほどの説明の内容を確認したいのですが、推進方針の最後のところで、協治・協働の考え方に基づいて今回の報告書をつくったという説明を盛り込むのでしょうか。

事務局 現行の計画書を見ると、この最後に委員名簿などが載っている資料編という部分があります。とかここに載っています。ここには検討経過ということで委員会の開催日や各回の検討テーマなどが示されていますが、これと同じような形で、ワークショップについてもいつどのようなことをやってきて、成果発表会で提案した内容がこの中に入っているということが分かるように書き込んでいこうと考えています。

岸委員 そうすると、ワークショップの中で出た意見などもそこには書かれているということでしょうか。

事務局 特に大きな提案については先ほど説明した「区民の声」の中に入れ込んでいこうという考えです。それから、本日の資料 4 のように、意見の反映状況についてはもう一度整理した上でワークショップの参加者の方々に、素案の説明とあわせてお示ししたいと考えています。

渡会委員 全ての意見がこの中に入る訳ではないということですね。そこで、提案なのですが、せっかく今回は協治ガバナンスという新しい考え方のもと区民ワークショップと区民ミーティングというものをやったので、ガバナンスのところでも良いですし、まちづくりの推進のところでも良いので、本編の中でこれらの取り組みの位置づけをきちんと書いておいて欲しいと思います。それを受けて区民ワークショップの経過の説明があったり区民ワークショップの提案の別冊をつくるというふうになれば良いと思います。

岸委員 是非そうしていただきたいと思います。173 ページの模式図のような形で今回のこの報告書がまとまっていく流れをわかりやすく入れていただいて、先ほどの区民の声というのも誰が言っている声かということもきちんと分かるようになっていくと良いと思います。

小出委員長 本編 169 ページの文章の中にはそのような内容が書き込まれていますね。

岡本委員 区民の声のところに「区民ワークショップより」と書いておくのも良いかも知れません。

加藤委員 分野別方針の地図が少し寂しいのではないかと思います。公園の方針図では丸で簡略化されたものになっていますし、河川については全く図がありません。道路はきちんとした図があるのですが、他のものもこのような図があったほうがわかりやすいのではないかなと思います。

小出委員長 他の計画の方針図に手を加えにくいという事情があるのでしょうか。

渡会委員 現行の計画では、スーパー堤防や鉄道立体化のイメージ図が入っていますので、これに習った形で少しイメージ図といったものを入れ込んでいきたいと思います。

事務局 公園緑地の図は公園マスタープランの中で示された方針図をそのまま示しています。都市施設の方針なので、既に都市計画決定されている都市施設図を載せていくというやり方もあるかと思いますが。

渡会委員 これからは緑がととても大事になってきます。都市計画公園だけでなく、条例公園も含めて大きな図面で色分けして示した方が良いかも知れません。

事務局 公園マスタープランの図の中では、計画の性格上、実際に整備されているものとこれからつくるもので場所は全く決まっていないというものが決まっていものが混在しています。これからのものについては、場所が分かってしまうのは色々都合が悪いので、これぐらい単純化して書いておかないといけないという事情があります。ただし、都市計画マスタープランとしては既にある公園・緑地の状況を整理しておく必要があると思いますので、指摘の図の作成について検討させて頂きたいと思います。

加藤委員 このように引用している図については、公園マスタープランよりと書いてある方が良いでしょう。

小出委員長 真ん中に描かれた丸の位置の公園は今存在しませんね。

渡会委員 これはたばこ産業をイメージして描かれたものですね。

事務局 たばこ産業のところは、公園という声もあれば開発を誘導するのにも適当な位置であるということで、本編 46 ページの地区計画の方針図の中では、赤く塗っています。この他に、タワービュー軸というものを想定し

て、今後地区計画をかけることが考えられ場所ということで、この通りと浅草通り、桜橋通り、それから曳舟川通りに今回赤い一般型地区計画の色をつけてお示ししています。

渡会委員 公園マスタープランについては来年から2年かけて作り直すと聞いています。

小出委員長 まだいろいろ不十分なところたくさんあると思いますが、時間が来てしまいました。お気づきの点はまた後で指摘して頂くということで、今回は一応ここまでということにさせていただきます。

渡会委員 本日は素案（案）ということで皆さまにお示ししましたが、残りの修正部分は委員長と事務局で対応するというで一任いただいて、最終的な素案については別途各委員に郵送させていただきたいと思います。

小出委員長 分かりました。

事務局 意見については数日中に事務局までお寄せいただければ、できる限り対応させていただきます。来週半ばぐらいまでということでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

小出委員長 文言もあるけど、かなりビジュアルに関する内容もお願いします。

渡会委員 1つだけ言わせてください。菊川を新たに生活拠点に位置づけたので、他の生活拠点と同様に赤色の複合型拠点地区を入れておいて欲しいと思います。菊川にはそれほどまとまった集積ではないけれども商店街がありますので、細長く新大橋通りのところに入れてもらえれば良いと思います。それから、31ページの拠点市街地のイメージですが、10年前のイメージなので間に合うのであれば変えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

2. その他

(1) 今後のスケジュールについて 説明者 池田参事

事務局 本日皆さまからいただいた意見を踏まえて修正を行った素案について、12月の議会に報告するとともに、12月25日に予定されている都市計画審議会で審議いただくことになっています。来年の1月には、パブリックコメントとブロック別の説明会を開催して、直接区民の皆さんの意見を聞くことを予定しています。ここでいただいた意見を反映した最終案を1月中にまとめまして、2月に最終の検討委員会を開催させていただきたいと思います。2月上旬に開催できればと考えていますのでよろしくお願ひします。日程につきましては、本日机上に日程調整表をお配りしていますので、これに記入して、ファックス等々で送付いただき、後日結果を連絡させていただきますのでよろしくお願ひします。

小出委員長 それでは特になければこれで閉会にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。どうもありがとうございました。

以上